

平成30年定例会 医療保健子ども福祉病院常任委員会

説明資料

頁数

《議案補充説明》

1 【議案第134号】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について	1
--	---

《所管事項説明》

1 「『平成30年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について	2
2 「みえの出逢い支援事業」に関する取組について	3
3 「子どもを虐待から守る条例」第28条に基づく年次報告について	6
4 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」への対応方針について	9
5 「第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」（中間案）について	16
6 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について	23
7 各種審議会等の審議状況の報告について	29

《別冊》

- ・（別冊1）みえの出逢い支援等実施計画
- ・（別冊2）「子どもを虐待から守る条例」第28条に基づく年次報告書
- ・（別冊3）第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（中間案）
- ・（別冊4）指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（平成29年度）

平成30年10月9日

子ども・福祉部

1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

行政手続における個人番号の利用等については、安全かつ適正に行われるよう「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）により、個人番号を利用できる事務（法定事務）が限定的に明記されています。

国民の利便性の向上や行政運営の効率化を目的に、地域の実情をふまえて、地方公共団体が法定事務以外で個人番号を利用しようとするときは、番号法第 9 条第 2 項の規定により、該当する事務（独自利用事務）等を条例で明記する必要があります。

このため、三重県では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」（平成 27 年三重県条例第 44 号。以下「番号条例」という。）を制定し、独自利用事務等を限定的に明記したところです。

この中で、国の通知に基づく行政措置として取り扱っている「生活に困窮する外国人の保護」について、法定事務ではないことから、独自利用事務として規定し、個人番号等の利用を可能としています。

今般、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の一部改正等が施行され、「進学準備給付金」が創設されました。「生活に困窮する外国人の保護」においても、同給付金の支給対象となる場合があることから、「生活に困窮する外国人の保護」に係る同給付金の支給事務についても、行政運営の効率化等の観点から、法定事務と同様に個人番号の利用等が可能となるよう、番号条例の一部を改正するものです。

併せて、番号条例別表第二内の参照項について、関係法令の施行状況に合わせて整理し改めようとするものです。

2 改正内容

番号条例第 4 条に規定されている個人番号の利用範囲（別表第一及び別表第二）について整備します。

3 施行期日

公布の日

1 「『平成30年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について

【医療保健子ども福祉病院常任委員会】

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
233	子育て支援と家庭・幼児教育の充実	子ども・福祉部	<p>待機児童の解消については保育士等の人材確保が課題であるが、処遇改善、潜在保育士の活用が進むよう、今後も取組を進められたい。</p> <p>また、隠れ待機児童などの潜在的ニーズへの対応についても検討を進められたい。</p>	<p>処遇改善の要件となっているキャリアアップ研修について、対象職員に受講いただけるよう、計画的に実施しています。</p> <p>また、今年度、潜在保育士を対象とした意識調査を実施しました。就労可能な方に可能な範囲で働いてもらえるよう、調査結果を分析し、有効な保育士確保対策につなげていきます。</p> <p>国において、保育サービス等の無償化の動きもあり、さらに潜在的ニーズが顕在化することも考えられるため、来年度以降、市町で新たに子ども・子育て支援事業計画が策定される際に、新たなニーズを的確に把握していきたいと考えています。</p>
234	児童虐待の防止と社会的養護の推進	子ども・福祉部	<p>県の児童虐待対応は他県に比べ充実していると認識しているが、抜けているところや漏れているところのないよう、さらなる気づきが必要であるため、今後も注力して取り組まれたい。</p>	<p>三重県では、児童相談所に児童虐待通告があった際の初期対応および一時保護の判断や、一時保護後に家庭復帰する場合の支援策を検討するためのアセスメントツールを独自に開発・運用しています。</p> <p>また、今年8月には、これまでの児童相談センターと警察本部との情報共有体制をさらに充実させることを目的として、三重県、三重県警察本部、三重県市長会、三重県町村会の4者による「児童虐待の防止、早期発見及び早期対応に向けた連携の強化に関する協定」を締結するなど、関係機関との連携・協力体制の強化に努めています。</p> <p>さらに、増加する北勢地域での児童虐待相談に機動的に対応するため、北勢児童相談所の鈴鹿・亀山地域の担当課等を独立させ、平成31年4月を目処に県鈴鹿庁舎内に新たに児童相談所を設置する準備を進めているところです。</p> <p>今後も、児童虐待防止に向けた取組を鋭意進めていきたいと考えています。</p>

2 「みえの出逢い支援事業」に関する取組について

1 現状と課題

結婚に対する考え方やライフスタイルの変化などにより、本県でも未婚化、晩婚化が進んでおり（別表1参照）、少子化の大きな要因となっています。また、「結婚や妊娠・出産、子育てに関する県民意識調査」（平成29年度）によれば、未婚者の結婚していない理由は、「出会いがない」、「理想の相手に出会えていない」という回答が上位を占めています（別表2参照）。

このため、県では、平成26年度に「みえ出逢いサポートセンター」（以下「センター」という。）を設置し、結婚を希望する人への出逢いの場の情報提供を中心に、従業員の結婚をサポートする企業への支援や、市町の取組に対する支援、社会全体で結婚を希望する人を応援する取組を進めています。

一方で、25歳～39歳の未婚者の約7割が企業等で働いているということや、職場での結婚支援について肯定的な考えが多いこと（別表3参照）から、企業との連携をより一層強化していく必要があります。

また、県民により身近なところで出逢い支援を進めていくためには、ニーズに応じた的確な情報提供を進めるとともに、市町、団体による取組も重要であることから、一層の支援を行う必要があります。

2 平成30年度の取組概要

昨年度実施した意識調査（※）の結果もふまえ策定した「みえの出逢い支援等実施計画」（別冊1）に基づき、市町、企業、団体等、さまざまな主体との協創を重視し、センターを中心に取組を進めます。

※住民（約30,000人）、県内事業所に勤務する従業員（約30,000人）、県内事業所（3,000社）、大学生（約16,000人）を対象に、結婚、妊娠・出産、子育て等に関する意識調査を実施しました。

（1）結婚を希望する方への情報提供

センターのホームページやメールマガジンをおとした情報提供を引き続き実施していきます。これまで全ての会員に同じ内容のものを配信していたメールマガジンを、年代別に該当する情報のみ提供するなど、きめ細かな情報発信となるよう見直しを行っています。

また、三重県美容業生活衛生同業組合と連携し、組合に加盟する美容院をおとしたセンター等の周知など、団体と連携した情報発信を行っています。

(2) 結婚支援に取り組む市町、団体への支援

各市町での取組の検討や活性化に向け、昨年度実施した意識調査結果や結婚や人口に関する統計データを市町ごとにまとめた「スマイルデータ29」を提供するとともに、市町間で取組状況を共有できるよう、結婚支援等の担当課を対象とした市町連携会議を実施しています。

また、センターを通じ、各市町が実施するイベントの企画や開催を支援しています。

(3) 結婚支援等に取り組む企業への支援

センターによる企業をとおした従業員向けの情報提供を引き続き行うとともに、仕事と家庭の両立を応援する上司・経営者である「イクボス」の推進、男性の育児参画の推進等を通じ、従業員が結婚や妊娠・出産、子育てと仕事との両立ができるような環境づくりを支援します。

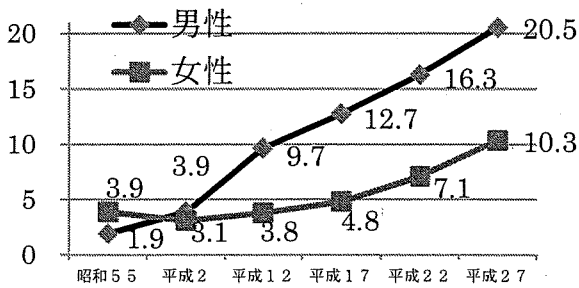
また、社会全体で結婚を応援する機運を醸成するため、パートナーに対する思いやりの気持ちを伝える「#思いやりアクション」の取組を実施しており、企業等に対して、自らの経済活動の中で「#思いやりアクション」を応援する取組（割引サービスや特別メニューの開発など）を行う「みえ#思いやりアクションパートナー」への参加を、昨年度に引き続き働きかけていきます。なお、11月22日（いい夫婦の日）を含む、11月11日から11月25日までの期間を「#思いやりアクションWEEK」として、「みえ#思いやりアクションパートナー」による一斉取組を行います。

(参考：みえの出逢い支援等実施計画目標数値)

目標項目	計画策定時 (H28年度)	H29年度	H30年度 (H30.8月末時点)	目標 (H31年度)
出逢いの場の情報提供数	150件	205件	117件	240件/年間
結婚支援に取り組む市町数	19市町	20市町	- (年度内にアンケート実施予定)	22市町
センターによる企業への取組支援数	-	2件	0件	4件/年間
センターの利用者満足度	-	25.8%	- (年度内にアンケート実施予定)	50%
センターが情報提供した出逢いの場の中止割合	42.7%	27.8%	30.8%	20%

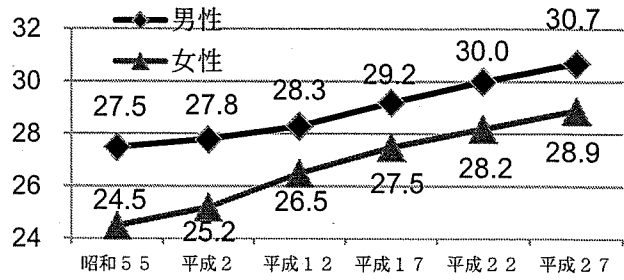
別表 1

生涯未婚率[男女別] (三重県：%)



出典：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」※都道府県別集計 (三重県)

平均初婚年齢[男女別] (三重県：歳)



出典：厚生労働省「人口動態統計」
※都道府県別 (三重県)

別表 2

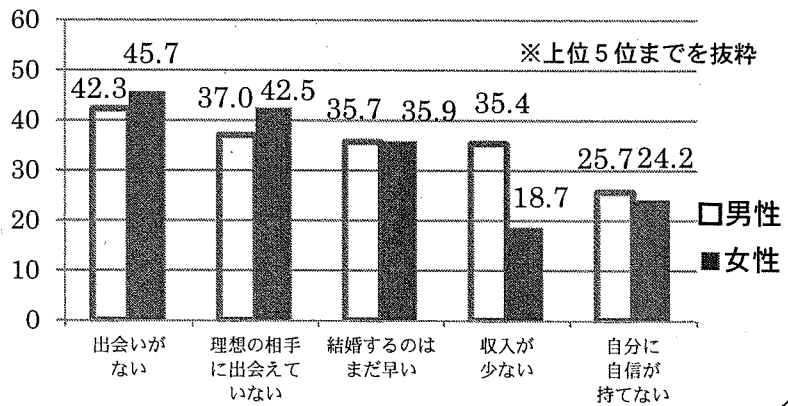
結婚していない理由

[未婚者：複数回答]

(三重県：%)

出典：三重県

「結婚や妊娠・出産、子育てに関する県民意識調査」
(平成29年度)

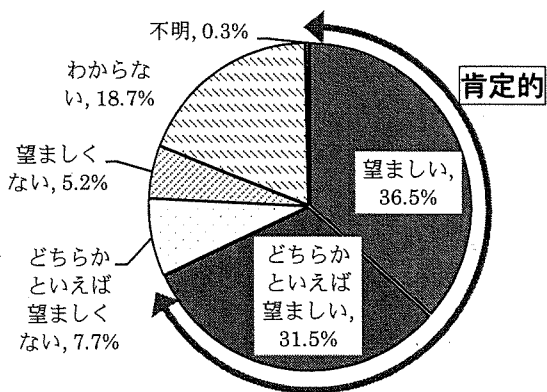


別表 3

職場による結婚支援について

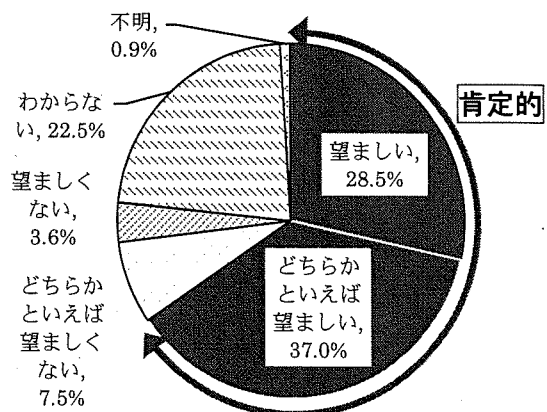
【従業員調査】

県内事業所に勤務する18才以上の従業員約30,000人を対象



【事業所調査】

県内事業所3,000社を対象



出典：「仕事と結婚・妊娠・出産・子育ての両立促進に関する労使意識調査」(平成29年度)

参考

センターの実績 (H30.8月末時点)

- ・メールマガジン会員数：3,396名
- ・センター会員(※)数：3,275名 ※イベント等に参加可能な会員
- ・カップル成立数：456組
- ・成婚報告数：17組 (成婚報告は任意、会員同士の結婚のみ)

3 「子どもを虐待から守る条例」第28条に基づく年次報告について

この年次報告書は、「子どもを虐待から守る条例」第28条の規定に基づき、平成29年度における児童虐待を取り巻く現状や県の施策の実施状況などについてまとめたもので、主なポイントは次のとおりです。

1 児童虐待相談の状況

(1) 児童虐待相談対応件数の年次推移（別冊2 2頁）

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は1,670件となり、3年連続で過去最多件数を更新しています。この背景として、関係機関の連携が進み、積極的な通告が実施されていること、全国的な児童虐待の重篤事例の報道を受けて地域社会の関心が高まっていることなどが考えられます。

(2) 児童虐待相談の経路（別冊2 3頁）

児童相談所への相談経路は、①市町の機関、②警察等、③近隣・知人の順となりました。児童虐待の第一義的な相談窓口である市町の機関からの相談が686件（前年度から43件増）と4割を占めています。また、警察からの相談が352件となり、前年度（138件）から大きく増加しています。

警察からの相談件数が大きく増加しているのは、平成29年3月に「児童虐待に係る関係機関との情報共有に関する申合せ書」を警察と締結するなど、警察との積極的な情報共有が推進されたためと考えられます。

(3) 児童虐待相談における主な虐待者（別冊2 4頁）

主な虐待者は、実母によるものが916件（54.9%）で最も多くなっていますが、実父によるものも621件（37.2%）あり、実父母によるもので9割以上を占めています。

(4) 被虐待児童の年齢（別冊2 5頁）

児童虐待相談対応件数の約半数にあたる800件（47.9%）が6歳までの乳幼児に対するものです。年齢が低いほど危険性が高く、死亡や重篤事例につながる傾向にあり、全国の児童虐待死亡事例では81.6%が3歳未満の子どもです。

(5) 児童虐待相談種別（別冊2 6頁）

虐待相談の種別では、「心理的虐待」が前年度から176件増の678件（40.6%）と最も多くなっています。これは、配偶者に対する暴力がある家庭における児童について、心理的虐待として通告する事例が増加してきたことなどによるものと考えられます。

(6) 児童虐待相談後の処遇(別冊2 7頁)

相談後の処遇については、面接指導が1,520件(91.0%)となっています。また、施設入所や里親委託は合わせて86件(5.1%)となっています。

(7) 被措置児童虐待の状況及び講じた措置等(別冊2 8頁)

被措置児童虐待の事例はありませんでした。

(8) 立入調査、臨検・捜索及び一時保護の実施状況(別冊2 9頁)

児童虐待の防止等に関する法律に基づく対応として、警察への援助要請を11件、児童相談所への出頭要求を6件、立入調査を9件、臨検・捜索を1件実施しました。

一時保護の対応をした子どもは845人で、このうち約半数(424人)が虐待を事由とするものでした。

2 県の児童虐待防止等に対する取組状況(別冊2 18~19頁)

(1) 児童相談所の体制・機能の強化

- 平成25~26年度に研究開発した初期対応を的確に実施するための「リスクアセスメントツール」及び一時保護後の在宅支援を的確に実施するための「ニーズアセスメントツール」の精度向上と運用の徹底に取り組みました。
- これまでの津市及び四日市市に加え、三重郡も対象地域として、主に学校・保育所等に通う子どもについて、民間団体との協働によるモニタリングを行い、きめ細かな支援や関係機関との連携強化を図りました。
- 平成29年度に、北勢児童相談所に鈴鹿・亀山地区を担当する副所長を新たに設置するとともに職員を2名増員したほか、中勢児童相談所に里親専任の職員を1名増員しました。また、平成30年度にも北勢児童相談所に職員を1名増員しています。

(2) 連携・協力体制の整備

- 市町への支援について、各市町の児童相談体制の課題を把握し、連携の円滑化やケース進行管理の徹底、バックアップ機能の強化を図るため、市町との定期協議を実施しました。
- 市町要保護児童対策地域協議会の運営強化やケース進行管理の徹底を支援するため、アドバイザー等を派遣しました。
- 被害児の心理的負担を軽減するため、検察、警察、児童相談所の三者による勉強会の開催及び協同面接の実施に取り組みました。
- 虐待を発見しやすい立場にある医療現場における児童虐待早期対応の取組を促進するため、県と医療機関との共催により、医師や看護師、行政職員等を対象とした虐待対応プログラムの医学的研修会を開催しました。

(3) 専門家による援助体制の整備

困難事例への対応や法的対応を的確に行うため、三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会への諮問等（年間開催回数9回、審議案件22件）を行いました。

3 今後の対応

平成29年8月に、「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」により取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」を厚生労働省が公表しました。同ビジョンで掲げられた取組を通じて、子どもの最善の利益を実現していくことが求められており、今後予定している「都道府県社会的養育推進計画」の策定に向けて、関係機関の協力を得ながら準備を進めていきます。

また、平成30年3月に発生した東京都目黒区で女兒が虐待を受けて亡くなる事件等を受けて、6月及び7月に「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」が開かれ、7月20日に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が示されました。県としても、子どもの転入・転出時の児童相談所間の情報共有の徹底など、対策を一層強化していきます。

さらに、県では8月に、これまでの児童相談センターと警察本部との情報共有体制をより充実させることを目的として、三重県、三重県警察本部、三重県市長会、三重県町村会の4者による「児童虐待の防止、早期発見及び早期対応に向けた連携の強化に関する協定」を締結しており、関係機関との連携・協力体制の強化に努めていきます。

なお、増加の一途をたどる児童虐待の件数に迅速かつ的確に対処するため、平成31年4月の開設をめざし、北勢児童相談所の鈴鹿・亀山地区を担当する課を独立させ、県鈴鹿庁舎内に新たに児童相談所を設置する準備を進めています。

4 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」への対応方針について

1 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」について
障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的として、本条例が平成30年6月29日に公布され、平成30年10月1日に施行されました。ただし、相談員の設置や紛争解決の体制整備などについては平成31年4月1日からの施行となります。

条例の概要は11ページのとおりです。

2 条例の施行について

(1) 平成30年6月29日（公布日）施行

障害者計画（みえ障がい者共生社会づくりプラン）による総合的かつ計画的な推進など、以下の条項については、公布日と同日に施行。

- ①県は障害者計画において、共生社会の実現に向けた施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする（第32条）
- ②財政上の措置（第34条）及び規則への委任（第35条）
- ③相談員並びに調整委員会及び協議会の委員の選任等のために必要な準備行為（附則第2項）

(2) 平成30年10月1日施行

障がいを理由とする差別の禁止や相談対応（相談員設置は除く）などの以下の条項をはじめ、第1条から第16条については、10月1日から施行。

- ①障がいを理由とする差別の禁止（第10条、第11条）
- ②社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮に関する環境の整備（第14条）
- ③相談に関する規定（ただし相談員設置規定は平成31年4月1日施行）（第16条）

(3) 平成31年4月1日施行

相談員の設置や紛争解決を図る体制など、第17条から第31条、第33条、附則第3項については、平成31年4月1日から施行。

- ①県における相談員の設置（第17条）
- ②助言及びあっせんについて（第18条～第23条）
- ③三重県障がい者差別解消調整委員会の設置・運営（第24条）
- ④障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の推進（人材育成、教育、就労支援、情報バリアフリー、災害時支援、投票時支援、啓発）（第25条～第31条）
- ⑤障害者差別解消法第17条第1項の規定に基づく三重県障がい者差別解消支援協議会の設置・運営（第33条）

⑥助言又はあっせんの申立てに関する期間の特例（附則第3項）

（特例措置の内容）

助言・あっせんの申立ては、対象事案の行為の日から3年を経過した後は行うことができないと規定しています（第18条第3項）が、施行日（平成31年4月1日）までに申立期間を経過してしまうケースが出てくるため、申立期間を延長する措置を講じ、申立権を保障します。

※なお、条例の施行後おおむね3年ごとに、条例の施行状況、障害者基本法、障害者差別解消法その他の関係法律の見直しの状況等を勘案して検討し、その結果に基づく必要な措置を講ずることと規定（附則第4項）。

障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例の概要

○条例の主な特徴

- ①障がい者差別に関する相談体制・紛争解決を図る体制を具体化
- ②障がい者の自立・社会参加の支援等のための施策を規定
- ③「合理的な配慮」について、その内容及び基本的な考え方を明確化
- ④障がい者などの参加を確保（意見聴取・協議会の活用）
- ⑤障害者基本法等に基づく施策との一体的な運用を明確化

【第1 総則】

《目的》「全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を目指す。

⇒共生社会の実現に向けた施策（障がい者差別の解消+障がい者の自立・社会参加の支援等）に関し、基本理念、県の責務等を定め、施策を総合的かつ計画的に推進

《基本理念》

- ①共生社会の実現の理念として、障害者基本法の3つの理念を旨とすること、合理的な配慮の考え方及び関係者の意見の聴取・尊重について規定
- ②「障がい者差別解消の推進に関する施策」及び「障がい者の自立・社会参加の支援等のための施策」の基本方針を規定

《責務・役割等》

- ①県の責務、事業者・県民の役割を規定
- ②県は、国、市町、関係機関、関係団体、事業者等と連携協力する。

《障害者計画の策定に関する方針》

- 障害者基本法その他関係法令の理念を踏まえて障害者計画を策定

【第2 障がいを理由とする差別の禁止等】

ア 差別の禁止

- ①不当な差別的取扱いの禁止
県等・事業者 ⇒ 法的義務
- ②合理的な配慮の提供
県等 ⇒ 法的義務
事業者 ⇒ 努力義務

イ 差別解消の措置

- ①県等の職員対応要領の作成の義務化
- ②不当な差別的取扱い等の事例の具体化
- ③事前的改善措置
- ④合理的な配慮の提供に関する事業者への支援

【第3 差別解消のための体制】

ア 相談体制

- ①担当部局の窓口と相談員による相談体制を整備
(主な業務)
助言、調査、関係者間の調整
- ②差別事案以外の事案にも一定の対応

イ 紛争解決を図る体制

- ①相談対応での解決が困難な事案について、助言・あっせんの手続を整備（知事が第三者機関に諮問しつつ行う）
- ②事業者等が助言・あっせんに従わないときは、知事が勧告を行う。

【第4 障がい者の自立・社会参加の支援等】

- ①障害福祉サービス事業に従事する人材の育成の支援
- ②教育の推進
- ③就労の支援に係る情報の共有等
- ④情報の利用におけるバリアフリー化等
- ⑤災害時等における支援
- ⑥選挙等における投票の支援
- ⑦啓発活動

【第5 施策の推進】

ア 共生社会の実現に向けた施策の計画

- ①障害者計画において定め、障害者基本法等による施策と一体的に推進
- ②三重県障害者施策推進協議会において、計画の策定・実施状況の監視を行う。

イ 差別解消の推進体制

- ①三重県障がい者差別解消支援協議会の設置の義務化
- ②三重県障がい者差別解消支援協議会において、相談事例等の共有・検証、諸課題の解決に向けた調査研究を行う。

【附則】

《施行期日》

- 平成30年10月1日（一部を除く。）

《条例の施行後の検討》

- 条例施行後おおむね3年ごとに検討

3 条例への対応方針について

【条例の基本理念における特徴】

第3条（基本理念）

第2項において、合理的な配慮を行うにあたっての基本的な考え方として、

①差別を回避するための措置であり、

②障がい者の基本的人権の享有を確保するための措置であること

を明らかにすることで、合理的な配慮は「恩恵的」に行われるものではないことをより明確化。

条例前文においても、「合理的な配慮は恩恵的に施されるものではない」ことを明記。

第4条（基本理念）

第1項第3号において、建設的対話に基づいて合理的な配慮が行われるべきであることを明確化。

【障がいを理由とする差別を解消するための措置】

第10条（行政機関等における障がいを理由とする差別の禁止）

第11条（事業者における障がいを理由とする差別の禁止）

「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的な配慮の提供」の法的義務、努力義務の考え方については、以下のとおり、障害者差別解消法（以下「法」という。）と同様の考え方としている。

・不当な差別的取扱いの禁止

行政機関等 → 法的義務（第10条第1項）

事業者 → 法的義務（第11条第1項）

・合理的な配慮の提供

行政機関等 → 法的義務（第10条第2項）

事業者 → 努力義務（第11条第2項）

対応方針

合理的な配慮の提供等についての県の役割を果たしていくとともに、条例の理念・特徴等について、県民への周知広報に取り組みます。

第12条（県等の地方公共団体等職員対応要領）

法では、地方公共団体と地方独立行政法人は、作成について努力義務となっているが、本条例では作成を義務化。

対応方針

作成済み。（※対象は、県及び県が設立した地方独立行政法人の三重県立看護大学。なお、県が設立した地方独立行政法人の三重県立総合医療センターは、公営企業型地方独立行政法人のため、本条例上は「事業者」の扱い（第2条第5号）。）

第13条（不当な差別的取扱い等の事例の具体化）

相談事例等をふまえて、不当な差別的取扱い及び社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮の事例の具体化を図る。

対応方針

相談窓口等における実際の具体的な相談事例の蓄積を図り、三重県障がい者差別解消支援協議会等を通じて、具体化した事例を公表します。

【相談体制】（第16条～第17条）

第17条（県における相談員の設置）

県に、障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者からの差別事案に関する相談に応じる者として、相談員を置く。

相談員は、障がいを理由とする差別の解消に関する知識経験を有する者のうちから知事が任命し、市町その他の関係行政機関と連携して、必要な助言、調査及び差別事案に関する関係者間の調整などを行う。

対応方針

県の相談窓口に専門相談員を設置し、障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者からの差別事案に関する相談（助言・あっせん手続きの対象となる事案の振り分け等を含む。）に応じます。

【紛争の解決を図るための体制】（第18条～第24条）

第18条（助言及びあっせんの申立て）

差別事案の紛争解決（助言・あっせん）の申立てについて規定。

第19条（助言及びあっせん）

助言・あっせんの手続きについて規定。

第24条（三重県障がい者差別解消調整委員会）

知事が必要に応じて第三者機関に諮問しながら助言・あっせんを行う。

第三者機関として、三重県障がい者差別解消調整委員会を設置・運営。

対応方針

助言・あっせんにあたり、知事の諮問に応じて調査審議を行う第三者機関として、三重県障がい者差別解消調整委員会を設置し、申立てに対して適切に対応していきます。

【障がい者の自立及び社会参加の支援等のための県の施策】（第25条～第31条）

第25条（障害福祉サービス事業に従事する人材の育成の支援）

障害福祉サービス事業に従事する人材育成に必要な施策を講ずるよう努める。

第26条（教育）

差別事案の紛争解決（助言・あっせん）の申立てについて規定。インクルーシブ教育の推進、関係者間における連携が図られるよう必要な措置を講ずる。

第27条（就労の支援に係る情報の共有等）

障がい者の就労機会の確保、拡大、就労継続についての関係者間の緊密な連携による情報共有等を図る。

第28条（情報の利用におけるバリアフリー化等）

点字、要約筆記その他の意思疎通のための手段による情報の発信等に努める。

第29条（災害時等における支援）

指定避難所において、障がい者の良好な生活環境の確保のために、市町に対する情報の提供などの支援を実施するよう努める。

第30条（選挙等における投票の支援）

点字投票等の制度の周知、その他の障がい者が円滑に投票できるようにするための取組を推進するため、市町に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を実施するよう努める。

第31条（啓発活動）

差別的取扱いの防止等や合理的な配慮を的確に行うことに資するための措置に関する広報を行う。

対応方針

これらの障がい者の自立及び社会参加の支援等のための県施策の取組状況について、進捗管理に取り組みます。

第 33 条（三重県障がい者差別解消支援協議会）

法第 17 条第 1 項で任意設置とされた協議会について、本条例で設置義務化。

関係行政機関の職員、学識経験のある者、障がい者、障がい者の福祉に関する事業に従事する者、事業者などから知事が任命。

差別事案の処理状況の検証、その結果の周知も行う。

対応方針

設置済み。相談事例の共有による障がい者差別解消に向けた取組の推進、相談や助言・あっせんの処理状況の検証や結果の周知などに取り組みます。

5 「第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」 (中間案) について

1 計画策定の経緯

本計画は、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」(以下「条例」という。)に基づいて定めるものであり、障がい者、高齢者等をはじめとするすべての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現をめざし、ユニバーサルデザイン(UD)のまちづくりを推進するための基本的な計画です。現行計画が平成30(2018)年度を以て終期を迎えることから、今年度、新たな計画を策定します。(計画期間:2019年度から2022年度までの4年間)

このたび、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会の議論をふまえ、別冊3のとおり中間案をとりまとめました。

2 計画の中間案の概要

第1章 計画策定の趣旨(別冊3 P2~P8)

これまでの取組の検証や社会情勢の変化をふまえ、引き続き、UDのまちづくりを推進するために策定します。

第2章 これまでの取組の検証(別冊3 P9~P26)

I これまでの取組の成果

1 UDの意識づくり

学校出前講座やUDの意識啓発、UDのまちづくりを担う人材育成の取組などを進めました。また、「三重おもいやり駐車場利用証制度」の運営やヘルプマークの導入に取り組みました。

2 だれもが暮らしやすいまちづくり

歩行空間の整備(幅の広い歩道、バリアフリー対応型信号機など)や交通システムの整備(鉄道駅のバリアフリー化、ノンステップバスの導入など)、快適に利用できる建築物の整備などを進めました。

3 だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供

UDに配慮された製品情報の提供やわかりやすく利用しやすい行政サービスの提供、だれもが満足感を得られる顧客サービスの提供などを進めました。

II これまでの取組の課題

1 UDの意識の啓発

平成30年1月に実施した「e-モニター調査」では、UDに関心がない人の割合は約61%となっており、いまだ意識の浸透が十分でないことから、県民の皆さんが自分自身の問題ととらえて行動できるように取り組む必要があります。

2 利用者視点のまちづくり

UDに配慮したまちづくりが進んでいる一方で、高齢化社会の進展などにより、高い水準での整備を望むようになってきていることや、より身近な施設等でのUDに配慮した整備を期待するようになったことなどから、施設が使いやすくなってきたという実感が乏しいため、より配慮された施設整備を着実に進める必要があります。

3 利用しやすい製品・情報・サービスの提供

情報やサービスの提供などのソフト面での満足度は、ハード整備に比べると低くなっていることから、UDの考え方を学ぶ機会を提供し、利用しやすい情報やサービスの提供を進める必要があります。

Ⅲ これからの取組の視点

「障害者差別解消法」、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」が施行され、すべての人々が障がいの有無によって分け隔てられることなく共生する社会の実現が求められています。

2021年には三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催が予定されており、参加者への必要な配慮や来場者の移動手段の安全性の確保等が求められています。それらを実現するためには、県民の意識やそれに基づくコミュニケーション等、個人の行動に向けて働きかける取組などにより、さらにUDのまちづくりを加速する取組が必要と考えられます。

さらに、本県では、平成29年12月に「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く（きらり）、多様な社会へ～」を策定して、一人ひとりが違った個性や能力をもつ個人として尊重され、だれもが自分らしく参画・活躍できるダイバーシティ社会をめざすこととしています。今後の本県におけるUDのまちづくりでは、こうした社会の実現にも寄与する取組も視野に入れていく必要があると考えられます。具体的には、インクルーシブ社会の実現をめざす取組として「子どもや妊産婦、子育て中の人への配慮や支援」、「多様な主体の社会参画の推進（障がい者が農林水産分野で多様な担い手として活躍できる環境づくり等）」、「観光地におけるバリアフリーの推進」なども注視していく必要があります。

第3章 第4次推進計画の取組（別冊3 P27～P44）

I 計画の目標（めざす姿）

「おもいやりの絆でつながる三重」

～すべての人々がお互いを認め合い、自由に活動・参画できる、おもいやりの行動でつながる三重づくり～

II 重点的に取り組む項目

- 1 おもいやりの行動へのきっかけづくり
・ヘルプマークの普及をとおして
- 2 県有施設や公共的施設におけるUDに配慮された整備の推進
・県有施設においてUDに配慮された整備をさらに進めるための指針作成等をとおして

Ⅲ 計画期間

2019年度から2022年度までの4年間を計画期間とします。

Ⅳ 施策体系

施策体系1 UDの意識づくり

県民の皆さんが、UDのまちづくりの考え方を理解し、行動していくため、啓発活動や学習機会の提供を行うとともに、活動を担う人材の育成を行います。

【主な取組】

- ・「ヘルプマーク」の普及啓発（新）、「おもいやり駐車場利用証制度」の取組
- ・「UDのまちづくり学校出前授業」の実施
- ・三重とこわか国体・三重とこわか大会の参加者への必要な配慮や支援の推進（新）
- ・子育て中の人および家族を地域全体で支援していくための取組
- ・すべての人々の社会参画の促進（障がい者スポーツの充実、情報支援や介助を行うボランティアの養成、農福連携の促進（新）、多文化共生の社会づくり等）
- ・ダイバーシティ社会の実現に向けた気運の醸成（新）

施策体系2 だれもが暮らしやすいまちづくり

すべての人が、安全で自由に移動し、安心して快適に施設を利用できる環境を整えるため、歩行空間、交通システム、建築物などの整備を進めます。

また、施設の整備や管理を担う人たちへの啓発活動を行うとともに、整備された施設について、県民の皆さんへの情報提供を進めます。

【主な取組】

- ・県有施設のUDに配慮された整備を進めるための指針の作成（新）
- ・駅舎のバリアフリー化（エレベーター、内方線、多機能トイレの設置等）の支援
- ・三重とこわか国体・三重とこわか大会における開会式・閉会式の会場整備、選手や来場者の宿泊場所、移動手段について、安全性、快適性や機能性の確保（新）

施策体系3 だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進

UDに配慮されたものづくりを担う人たちへの啓発や、利用者の理解の拡大を図ります。

また、UDの考え方に基づき、わかりやすい情報や利用しやすく満足感を得られるサービスが広く提供されるよう、取組を進めます。

【主な取組】

- ・三重とこわか国体・三重とこわか大会をはじめ大規模イベントにおけるUDに配慮された企画、会場設営、運営
- ・県が作成した「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」や「UDイベントマニュアル」のさまざまな主体への展開

- ・「障害者差別解消法」、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の趣旨等の普及啓発（拡充）
- ・職員対応要領に基づく必要かつ合理的な配慮の実施
- ・バリアフリー観光に関する情報提供や観光施設等への啓発
- ・すべての人に配慮した災害時の対応

第4章 UDのまちづくりを進める仕組み（別冊3 P45～P47）

- ・県の推進体制
- ・さまざまな主体の役割
- ・さまざまな主体との連携
- ・計画の進捗管理
- ・計画の見直し

3 今後のスケジュール（予定）

平成30年	10月	パブリックコメントの実施（～平成30年11月）
	11月	県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会（最終案の審議）
	12月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案の説明）
平成31年	2月	議案提出
	3月末	次期計画の策定

第1章 計画策定の趣旨

経緯

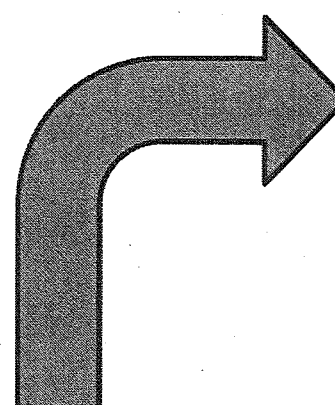
本計画は「三重県ユニバーサルデザイン（UD）のまちづくり推進条例」に基づいて定めるもので、すべての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現をめざす基本的な計画（計画期間：2019～2022年）
 ・現行計画が平成30（2018）年度で終了するため、第4次推進計画を策定（最終案ではバリアフリー、UDの20年の情勢変化等も追記予定）

計画策定の趣旨

次のような本県をとりまく状況に対応するため策定し、多様な取組を計画的に実施するもの。
 ・障がい者、高齢者等何らかの配慮が必要な人の増加
 ・障がい者差別の解消に向けた取組の推進
 ・ダイバーシティ社会実現に向けた県の推進方針の策定
 ・訪日外国人観光客や在留外国人の増加
 ・三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催 など

第2章 これまでの取組の検証

	I 成果	II 課題	III これからの取組の視点
意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> 学校出前講座、UDアドバイザーの養成、各種啓発活動、研修等を実施 H29「ヘルプマーク」導入 「三重おもいやり駐車場」利用証取得者数は、58,000人超 「UDの意味を知っている県民の割合」は71.2%まで増加 	<ul style="list-style-type: none"> UDに関心がない人は、約61% 《原因》UDを自分自身の問題ととらえていない。UDの意味はわかっているが行動につなっていない。 	<p>「障害者差別解消法」（H28.4月施行） 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」（H30.10月施行） ↓ 2021年三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催 ↓ ・県民の意識やそれに基づくコミュニケーション等個人の行動に働きかける取組、UDのまちづくりのさらなる推進を図る取組が必要</p>
まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 歩行空間（幅が広く段差が少ない歩道、バリアフリー対応型信号機）の整備 交通システム（鉄道駅の段差解消等、ノンステップバスの導入など）のバリアフリー化の推進 快適に利用できる公園の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 施設が使いやすくないと感じている人は、約37% 《原因》施設に求める水準が上がっている。県有施設や身近な施設がUDとなっていない。 	<p>「ダイバーシティみえ推進方針 ～ともに輝く（きらり）、多様な社会へ～」（H29.12月策定） ↓ だれもが自分らしく参画・活躍できるダイバーシティ社会をめざして ↓ ・多様な主体の社会参加の推進（障がい者が農林水産分野で多様な担い手として活躍できる環境づくり） ・子どもや妊産婦、子育て中の人への配慮や支援 ・観光地におけるバリアフリーの推進 ・外国人観光客や在留外国人への配慮などにも注視して取り組む必要</p>
製品・情報・サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> UD製品の情報発信 「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」「UDイベントマニュアル」の作成 	<ul style="list-style-type: none"> チラシ等の情報提供が配慮されていないと感じる人が約50% 《原因》ソフト面の満足度が、ハード面に比べると低い。サービスを提供する側に、UDの意識が浸透していない。 	



第3章 第4次推進計画の取組

めざす姿

おもいやりの絆でつながる三重

～すべての人々がお互いを認め合い、自由に活動・参画できる、おもいやりの行動でつながる三重づくり～

重点項目

- ◆おもいやりの行動へのきっかけづくり
 - ・ヘルプマークの普及をととして
- ◆県有施設や公共施設におけるUDに配慮された整備の推進
 - ・県有施設において、UDに配慮された整備をさらに進めるための指針作成等をととして

施策体系1 UDの意識づくり

- 「ヘルプマーク」の普及啓発（新）、「おもいやり駐車場利用証制度」の取組
- 「UDのまちづくり学校出前授業」の実施
- 三重とこわか国体・三重とこわか大会の参加者への必要な配慮や支援の推進（新）
- 子育て中の人および家族を地域全体で支援していくための取組
- すべての人々の社会参加の促進（・障がい者スポーツの充実・情報支援や介助を行うボランティアの養成・農福連携の促進（新）・多文化共生の社会づくり等） など
- ダイバーシティ社会の実現に向けた気運の醸成（新）

施策体系2 だれもが暮らしやすいまちづくり

- 県有施設のUDに配慮された整備のための指針作成（新）
- 駅舎のバリアフリー化（エレベーター、内方線、多機能トイレの設置等）の支援
- 三重とこわか国体・三重とこわか大会における開会式・閉会式の会場整備、選手や来場者の宿泊場所、移動手段について、安全性、快適性や機能性の確保（新） など

施策体系3 だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進

- 三重とこわか国体・三重とこわか大会をはじめ大規模イベントにおけるUDに配慮された企画、会場設営、運営
- 県が作成した「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」や「UDイベントマニュアル」のさまざまな主体への展開
- 「障害者差別解消法」、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の趣旨等の普及啓発（拡充）
- 職員対応要領に基づく必要かつ合理的な配慮の実施
- バリアフリー観光に関する情報提供や観光施設等への啓発
- すべての人に配慮した災害時の対応 など

第4章 UDのまちづくりを進める仕組み

I 県の推進体制

三重県UDのまちづくり推進協議会および庁内会議等での検討

II・III さまざまな主体の役割と連携

県民の皆さん一人一人、市町、UDアドバイザー・UD団体、地域の団体、事業者の役割

IV 計画の進捗管理

毎年度確認して公表

V 計画の見直し

社会情勢の変化等をふまえ、取組内容等を適宜見直し

これまでの「成果」と「課題」およびこれからの「取組の視点」をふまえ、県民の皆さんがUDを我がごと（自分自身の問題）ととらえて「おもいやりのある行動」につながるよう取組が必要

※今後のスケジュール
 平成30年10月 パブリックコメントの実施（～平成30年11月）
 11月 県UDのまちづくり推進協議会（最終案の審議）
 12月 医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案の説明）
 平成31年2月 議案提出
 3月末 次期計画の策定

6 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

子ども・福祉部が所管する公の施設で、指定管理者制度を導入しているのは、次の5施設です。指定管理者制度に関する取扱要綱第26条に基づき、「平成29年度 指定管理者が行う公の施設の管理状況及び評価」について報告します。

公の施設	指定管理者	指定期間
三重県身体障害者総合福祉センター	社会福祉法人 三重県厚生事業団	平成28年4月1日～ 平成33年3月31日
三重県視覚障害者支援センター	社会福祉法人 三重県視覚障害者協会	
三重県聴覚障害者支援センター	一般社団法人 三重県聴覚障害者協会	平成27年4月1日～ 平成32年3月31日
みえこどもの城	公益財団法人 三重こどもわかもの育成財団	平成28年4月1日～ 平成33年3月31日
三重県母子・父子福祉センター	一般財団法人 三重県母子寡婦福祉連合会	

※指定管理者の自己評価の基準

評価の項目「1 管理業務の実施状況」の評価

- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 業務計画を順調に実施している。
- 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
- 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

評価の項目「2 施設の利用状況」「3 成果目標及びその実績」の評価

- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 当初の目標を達成している。
- 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
- 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

※県の評価の基準

- 「+」（プラス） → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
- 「-」（マイナス） → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
- 「 」 （空白） → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

三重県身体障害者総合福祉センター

1 施設の概要
①指定管理者：社会福祉法人三重県厚生事業団 ②指定の期間：平成28年4月1日～平成33年3月31日 ③管理業務の内容 ・センターの事業に関する業務 （生活援助棟としての業務、福祉センターA型としての業務） ・センターの施設及び設備の利用の許可等に関する業務 ・センターの利用料金の収受等に関する業務 ・センターの維持管理及び修繕に関する業務 ・その他センターの管理上必要と認める業務

2 成果目標及び実績		
内容	目標	実績
日中活動系サービス利用率	80%	69.2%
地域生活移行率	50%	75.0%

3 施設設置者としての県の評価				
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H28	H29	H28	H29
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	B	B		
3 成果目標及びその実績	B	B		

<総括的な評価>

- ・生活援助棟では、日中活動系サービス利用率の低下が見られることから、利用者ニーズを的確に把握して業務改善を行い、目標を達成することが望まれる。
 - ・高次脳機能障がい者への訓練等の専門的・特徴的な訓練の実施、個別支援計画に基づくニーズへのきめ細かな対応を行うとともに、病院等関係機関への広報等、利用率の向上に向けた取組を行っている。
 - ・三重県障がい者スポーツ大会・ふれあいスポレク祭の参加人数は合計3,097名となり、指定管理者が設定した成果目標2,500名を2割以上上回っている。
 - ・利用者満足度は、利用者へのきめ細かな対応等が功を奏し92%となり、平成28年度を下回ることなく高水準を維持している。
 - ・管理業務に係る経費の収支バランスを考慮しながら、適切に施設の維持管理を実施している。
- 以上のことから、三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理者として概ね適切に管理・運営を行っている判断する。

三重県視覚障害者支援センター

<p>1 施設の概要</p> <p>①指定管理者：社会福祉法人三重県視覚障害者協会 ②指定の期間：平成28年4月1日～平成33年3月31日 ③管理業務の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点字刊行物及び視覚障がい者等用の録音物を利用に供すること。 ・点訳及び音訳のボランティア活動の育成及び支援に関すること。 ・視覚障がい者の日常生活及び社会生活に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び支援を行うこと。 ・センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務 ・その他センターの管理上必要と認める業務
--

2 成果目標及び実績		
内容	目標	実績
図書等の貸出数	76,000タイトル	75,250タイトル
生活訓練の参加者数	460人	580人

3 施設設置者としての県の評価				
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H28	H29	H28	H29
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	A	B		
3 成果目標及びその実績	B	B		
<p><総括的な評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・点字図書館業務については、より多くの分野の蔵書を増やすこと等に努めた結果、点字刊行物の制作数は目標を達成しているが、図書等貸出数は目標を僅かに下回っている。 ・生活訓練については、個々のニーズに応じたさまざまな個別訓練を実施しており、参加者数も目標を達成している。 ・点訳・朗読奉仕員の養成やスキルアップに関しては、点訳奉仕員養成講習やスキルアップ講座の受講者数が、指定管理者が設定した成果目標を達成できておらず、さらなる取組が期待される。 <p>以上のことから、三重県視覚障害者支援センターの指定管理者として概ね適切に管理・運営を行っている判断する。</p> <p>今後は、近年、利用が増加傾向にあるサピエ図書館への対応等、視覚障がい者のニーズに応じたサービスの提供を図るとともに、目標を達成していない点字図書等の貸出件数と、点訳・音訳奉仕員の養成やスキルアップについては、さらなる広報の実施等、受講者数の増加に向けた取組を積極的に推進する必要がある。</p>				

三重県聴覚障害者支援センター

1 施設の概要
①指定管理者：一般社団法人三重県聴覚障害者協会 ②指定の期間：平成27年4月1日～平成32年3月31日 ③管理業務の内容 ・聴覚障がい者等用の録画物、その他各種情報を記録した物の制作または貸出に関する事。 ・手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員の養成または派遣に関する事。 ・情報支援機器の貸出、聴覚障がい者の生活等の相談など、地域生活の支援に関する事。 ・災害発生時における被災者支援に関する事。 ・センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務 ・その他センターの管理上必要と認める業務

2 成果目標及び実績		
内容	目標	実績
施設利用者数	3,600人	4,334人
手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳介助員のスキルアップ研修受講申込者数	360人	362人
手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳介助員の年間総派遣時間	2,250時間	2,281時間
情報発信回数	48回	183回
災害時における避難行動要支援者に関する協定数	9市町	9市町

3 施設設置者としての県の評価				
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H28	H29	H28	H29
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	A	A		
3 成果目標及びその実績	B	A		

<総括的な評価>

- ・成果目標5項目全てにおいて目標を達成した。
- ・聴覚障がい者に関する情報発信を成果目標以上に頻繁に行い、利用者の要望に基づいて助聴器や窓用磁気ループ等聴こえを支援する機器を設置するなど、県民サービスの向上に向けて意欲的に取り組んでいる。
- ・聴覚障がい者への情報提供に意欲的に取り組み、施設利用者数が前年度から増加している。
- ・前年度は未達成であった災害時における聴覚障がい者支援に関する協定数について、目標を達成しており、さらに、災害時に聴覚障がい者が避難所で孤立しないよう、当事者団体等から助言・協力を得て、地域での支援に向けた啓発リーフレットを新たに作成しており、災害時における聴覚障がい者支援にも積極的に取り組んでいる。

以上のことから、三重県聴覚障害者支援センターの指定管理者として概ね適切に管理・運営を行っている判断する。

みえこどもの城

1	施設の概要
①指定管理者：公益財団法人三重こどもわかもの育成財団 ②指定の期間：平成28年4月1日～平成33年3月31日 ③管理業務の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・みえこどもの城条例第2条に規定する事業の実施に関する業務 ・みえこどもの城の施設及び設備の利用の許可等に関する業務 ・みえこどもの城の利用料金の收受等に関する業務 ・みえこどもの城の管理施設の維持管理及び修繕に関する業務 ・上記業務のほか、知事がみえこどもの城の管理上必要と認める業務 	

2 成果目標及び実績		
内容	目標	実績
年間総利用者数	200,000人	233,296人
児童健全育成拠点事業実施回数	90回	94回
利用者の満足度	80%	96%

3 施設設置者としての県の評価				
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H28	H29	H28	H29
1 管理業務の実施状況	A	B		
2 施設の利用状況	A	A		
3 成果目標及びその実績	A	A		

<総括的な評価>

・第3期みえこどもの城指定管理事業計画に基づき、安全・安心な施設運営や施設機能の効率的かつ効果的な活用をしていると判断できる。また、企業、大学、団体、ボランティア等地域社会との協働により、サービス内容の充実と多様化や、大人と子どもの交流機会の創出等により、子どもの健やかな成長を支援するとともに「子どもが豊かに育つことができる地域社会づくり」に貢献している。

・3つの成果目標（年間総利用者数、児童健全育成拠点事業実施回数及び利用者の満足度）を全て達成した。特に年間総利用者数については、平成28年度に引き続き目標を大きく上回ったことや利用者の満足度が96%と極めて高いことは優れた成果として評価できる。

・指定管理者が独自に設定した15の成果目標はすべての項目を達成しており、業務計画を順調に実施していると判断する。

・なお、県有施設に係る建築基準法に基づく特定建築物の法定点検の実施状況について調査を行ったところ、未実施であったことから、早急に改善するよう求める。

以上のことから、みえこどもの城の指定管理者として概ね適切に管理・運営を行っている判断する。今後も、指定管理者が有する経験やノウハウを生かした創意工夫によって、みえこどもの城の魅力向上につながるよう一層取り組まれることを期待する。

三重県母子・父子福祉センター

1 施設の概要

- ①指定管理者：一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会
- ②指定の期間：平成28年4月1日～平成33年3月31日
- ③管理業務の内容
 - ・母子家庭等の生活全般にわたる問題について、相談に応じること。
 - ・母子家庭等に対し、生業を指導、または技能を習得させること。
 - ・母子家庭等に対し、求人の開拓、就業を支援すること。
 - ・三重県母子・父子福祉センターを利用する者の児童に対し、必要な保育をすること。
 - ・母子家庭等の生活の向上を図るための講習会、講演会を開催すること。
 - ・上記のほか、三重県母子・父子福祉センターの効用を最大限に発揮するために必要な事業を実施すること。

2 成果目標及び実績

内容	目標	実績
ひとり親家庭情報交換会開催回数	5回	5回
就業実績	30件	12件
相談（就業・生活等）件数	300件	369件
就業支援講習会参加者数	60人	90人
母子・父子自立支援員研修回数	3回	3回

3 施設設置者としての県の評価

評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H28	H29	H28	H29
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	B	B		
3 成果目標及びその実績	C	B		

<総括的な評価>

・各種相談事業の状況は、相談員による一般相談及び就業相談員による相談が、電話227件・メール1件・訪問127件（平成28年度 電話254件・訪問26件）であった。また、問題解決に向けた専門的な相談を希望する弁護士による専門相談が14件（平成28年度13件）と、相談合計件数は369件であったことから、成果目標（300件）を達成することができた。

・就業実績については12件となり、平成28年度より4件増加したものの、成果目標（30件）は達成できなかった。

・就業支援講習会参加者数については、パソコンと簿記の技能講習会のほか、ビジネスマナー研修会やハローワークと共催した就労に関する研修会を開催し、成果目標（60人）を達成することができた。

・ひとり親家庭情報交換会については、生活向上のための講習会に合わせて、文化教養事業として5事業を実施し、成果目標（5回）を達成することができた。ひとり親家庭の交流の場を提供することは重要であり、今後は、参加しやすさを考慮し、県内5地域での実施を継続するとともに、交流会の拡大が期待される。

・なお、施設利用については、各種会議や研修会に利用されており、利用者の満足度も高い。交通至便地にあることから、公共交通機関の利用を促すとともに、駐車場の案内等、今後とも施設利用に支障がないよう対応することが必要である。

以上のことから、三重県母子・父子福祉センターの指定管理者として概ね適切に管理・運営を行っている判断する。

7 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成30年6月4日～平成30年9月13日)

(子ども・福祉部)

1 審議会等の名称	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会
2 開催年月日	平成30年6月5日
3 委員	会長 宮崎 つた子 委員 松田 靖利 他13名
4 諮問事項	1 第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画の進捗状況について 2 第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画の策定について 3 ヘルプマークの普及について
5 調査審議結果	上記事項について報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会
2 開催年月日	平成30年6月19日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委員 長谷川 正裕 他5名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	20名の医師について審査し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会子ども相談支援部会
2 開催年月日	平成30年6月21日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 佐々木 光明 他2名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会
2 開催年月日	平成30年7月12日
3 委員	会長 井村 正勝 委員 乾 光哉 他10名
4 諮問事項	1 三重県社会福祉審議会要綱の一部改正について 2 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」について 3 「第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」の策定について 4 三重県子ども条例に基づく施策の実施状況等の報告について 5 ヘルプマークの啓発及びUDセミナーについて
5 調査審議結果	1 三重県社会福祉審議会要綱の一部改正について、審議を行った。 2～5 各事項について報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	平成30年7月19日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 佐々木 光明 他2名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	児童福祉法第28条に基づく児童養護施設等への措置の審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県障害者施策推進協議会手話施策推進部会
2 開催年月日	平成30年7月25日
3 委員	部会長 安田 和夫 委員 深川 誠子 他7名
4 諮問事項	1 三重県手話施策推進計画の取組状況について 2 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例について
5 調査審議結果	上記事項について報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査部会
2 開催年月日	平成30年7月25日
3 委員	部会長 岡村 裕 委員 速水 正美 他3名
4 諮問事項	新規里親認定申請者の審議等について
5 調査審議結果	養育里親7件、養子縁組里親3件、親族里親1件、専門里親1件が里親として認定された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会
2 開催年月日	平成30年8月21日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委員 長谷川 正裕 他8名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	14名の医師について審査し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	平成30年8月23日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 松岡 典子 他2名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	児童福祉法第28条に基づく児童養護施設等への措置の審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県子ども・子育て会議
2 開催年月日	平成30年8月28日
3 委員	会長 岡本 陽子 委員 田口 鉄久 他10名
4 諮問事項	1 子育て安心プラン実施計画における保育の利用状況と今後の取組について 2 認定こども園の設置状況と幼保連携型認定こども園の認可手続きについて 3 人材確保と質の向上について 4 地域子ども・子育て支援事業について
5 調査審議結果	子育て安心プラン実施計画における保育の利用状況と今後の取組について、認定こども園の整備状況や保育人材確保などの取組について説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
2 開催年月日	平成30年9月10日
3 委員	会 長 藤原 正範 委 員 宇佐美 直樹 他13名
4 諮問事項	1 里親審査部会の審議内容の報告について 2 子どもを虐待から守る条例の年次報告書について 3 三重県子どもの貧困対策計画の進捗状況について 4 三重県ひとり親家庭等自立促進計画の進捗状況について
5 調査審議結果	1 里親の認定報告を行った。 2 条例に基づく年次報告について説明し、意見交換を行った。 3、4 各種計画等に係る平成29年度の実施状況と今後の方針等を説明し、意見交換を行った。
6 備考	